

答申第61号

(諮問第76号)

答 申

第1 審査会の結論

大分県知事（以下「実施機関」という。）が平成24年3月5日付けで行った公文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否した非公開決定処分は取り消し、存否を明らかにしたうえで改めて公開、非公開等の決定を行うべきである。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公文書の公開請求

異議申立人は、大分県情報公開条例（平成12年大分県条例第47号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、平成24年2月9日付けで、実施機関に対して、次の内容の公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

「〇〇〇〇年〇月〇〇日及び〇〇〇〇年〇月〇〇日に〇〇〇〇（以下「本件企業」という。）を訪問した際の復命書及び協議内容のわかる資料」

2 決定期間の延長

実施機関は、「対象公文書に第三者に関する情報が記載されており、情報内容を確認し、公開決定等をするために相当の日数を要するため」との理由で、平成24年3月5日まで決定期間を延長し、同年2月23日付けで異議申立人に通知した。

3 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求に対して、「大分県情報公開条例第10条の規定に該当し、請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、同条例第7条第2号イ及び同条例第7条第5号に規定する非公開情報を公開することとなるため」との理由で、請求に係る公文書の存否について答えることを含めて非公開とする決定を行い、平成24年3月5日付けで異議申立人に通知した。

4 異議申立て

異議申立人は、上記非公開決定について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、平成24年3月27日付けで、実施機関に対して異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

第3 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

「公文書非公開決定処分を取り消す」との決定を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

公開を求めた文書が存在するにもかかわらず、その存否も含め全面非公開としたことは、公開の原則をうたった大分県情報公開条例に反する不当なものである。

- (1) 公開請求した文書は、以前私の方に渡されたものであり、現実には受け取った文書そのものをないかのように、その存否さえ認めないのは県民を愚弄するものである。

〇〇市（以下「本件市」という。）も本件企業を訪問しているが、本件市は、私の公開請求に対して、若干黒塗り部分はあるものの文書を公開している。それなのに、県が存否さえ認めないのはなぜか。

- (2) 進行中の企業進出計画の情報公開であれば、権利侵害や支障が生ずるおそれを察することもできるが、本件は、公開請求を行った時点では、すでに他所で操業しており、過去の事案である。公開によって企業の営業活動、事業活動の支障になるという理由は何か。
- (3) 特定の段階でどのようなやり取りが県と企業との間で行われているかを知ることは、職員の出張に係る公金の使途が適切であったか、それだけの費用対効果を生むようなことが実際の交渉の中で得られたのかという点を検証する上で不可欠である。
- (4) 企業として県との接触が公表されると事業活動に影響がある、信頼関係を損なうということを挙げているが、具体的に、どのような内容でどのような形で影響を与え、信頼を損なうのか。
- (5) 本件市は、県の強力な指導と助言のもとに一心同体でやったという風に明言しており、県が指導した中身を検証する上でも情報公開が必要である。誘致の失敗の教訓と課題を明らかにすることが今後の企業の誘致活動を円滑かつ効果的、効率的に進める必要性からも、非公開には正当性がない。

第4 実施機関の説明の要旨

本件異議申立てに対する実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

1 本件対象文書の意義・性格について

(1) 本件対象文書の内容について

本件異議申立ての対象となった文書（以下「本件対象文書」という。）は、特定企業の事業計画（進出計画）について企業からの聞き取りを行い、その内容を県の誘致活動に活かすため訪問記録として書きとめるものである。

(2) 本件対象文書の位置づけについて

本件対象文書は、企業へのあいさつ程度のものから具体的な事業計画（進出計画）に至るまで、企業との接触がある度に作成され、企業との接触の状況等企業誘致活動の資料として、企業立地推進課や県庁内関係課のみで情報共有されている。併せて企業誘致活動を円滑かつ効果的・効率的に進める必要がある場合のみ、関係市町村等に提供されている。

一方、当該文書において、内容の如何にかかわらず、特定の企業と接触しているという事実が公表されることは、企業との信頼関係を損ない、企業誘致活動に重大な支障が出ることから、部外秘として厳重に取り扱われている。

2 本件対象文書の非公開情報該当性判断について

本件対象文書の非公開情報該当性については、下記のとおりである。

(1) 条例第10条該当性について

特定企業の事業計画（進出計画）が記載された文書はもちろんであるが、内容の如何を問わず、企業が特定される文書の存在を認めることは、県の企業誘致活動に極めて重大な支障が生じるとともに、企業にとっても、県と接触したことが公表されることにより、事業活動に影響が生じる。併せて、県と企業との信頼関係を損なうおそれがある。このため、公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開したと同様の権利侵害や支障が生じるため、第10条の規定に該当する。

(2) 条例第7条第2号イ該当性について

特定企業の事業計画に関する情報であり、上記同様、接触の事実を認めるだけで、当該企業の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため第7条第2号イに該当する。

(3) 条例第7条第5号該当性について

県の企業誘致活動における訪問記録は、内容の如何を問わず、すべて非公開で行われており、職員はもとより関係者についても、厳重に守秘義務を守っている。これは、企業誘致業務の性格上、特定の企業と接触している事実を公表すれば、企業との信頼関係を著しく損ない、当該特定企業への誘致活動のみならず将来の同様の企業誘致活動に支障を生ずるおそれがある。このため県及び関係市の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められ、第7条第5号に該当する。

(4) 以上のとおり、本件対象文書については、条例第10条の規定に該当し、請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの（第7条第2号イ）並びに県及び関係市の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの（第7条第5号）であると認められる。

第5 審査会の判断

審査会は、異議申立人及び実施機関双方の主張を踏まえ、本件非公開決定処分 of 妥当性について審議した結果、次のとおり判断した。

1 存否応答拒否について

条例第10条は、「公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。」と規定している。

本条は、公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開した場合と同様に個人や法人等の権利利益を侵害したり、県の機関等が行う事務事業に支障を及ぼしたりすることがあり得る場合に、公文書の存否を明らかにしないで、公開請求を拒否することができる旨を規定したものである。ただし、本条の適用は、極めて例外的な場合に認められるものであり、本条の適用に当たっては、不当に拡大して解釈されることのないようにしなければならない。

2 本件対象文書について

実施機関の説明によれば、本件対象文書は、企業へのあいさつ程度のものから具体的な事業計画（進出計画）がある場合に至るまで、企業との接触がある度に訪問記録として作成されるということである。したがって、本件対

象文書の存否を答えることは、実施機関の職員が特定日に特定企業を訪問したという事実の有無を明らかにすることになると認められる。

3 本件対象文書の存否応答拒否について

実施機関は、本件対象文書の存否を答えれば、本件企業の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから条例第7条第2号イに、今後の企業誘致活動に重大な支障が出ることから同条第5号に該当するとして、条例第10条を適用したものである。

本件対象文書のような特定の企業への訪問記録の存否を答えることは、実施機関と当該企業との接触の事実の有無を認めることになり、そのことを端緒として当該企業の進出計画などの企業情報が明らかになるおそれがある。こうした企業の経営戦略に関わる情報は、企業にとって極めて秘匿性が高く、それが公になると当該企業の事業経営上の支障を生ずると認められ、当該企業の権利、競争上の地位その他正当な利益を害することから、条例第7条第2号イの非公開情報に該当するといえる。また、実施機関にとって、特定の企業への訪問記録の存否を答えることは、対外的には、企業情報を公開するという認識を持たれる可能性があり、これによって、当該企業だけでなく、他の企業からの信用も損なうなど、実施機関の今後の企業誘致活動に支障を生じることが予想されることから、条例第7条第5号の非公開情報に該当するものといえる。したがって、本件対象文書のような特定の企業への訪問記録については、存否応答拒否による非公開決定は一般的には妥当であるといえる。

しかしながら、本件においては次のような事情が認められた。

- ① 本件企業に対し誘致活動（以下「本件企業誘致」という。）を行っていた本件市において、情報公開条例に基づく異議申立人の公開請求に対して、本件と同種の文書をすでに公開している。
- ② 本件市の議会において、本件企業誘致に係る問題が取り上げられ、本件企業名及び県と協力して本件企業誘致を行っていたことが明らかにされており、市議会の議事録は一般に公開されている。
- ③ 本件企業誘致に係る問題を報じる新聞記事で、少なくとも1紙が本件企業名を明らかにしている。
- ④ 実施機関は、異議申立人に対して、情報提供により本件対象文書を交付している。
- ⑤ 実施機関は、本件対象文書の存在を前提に、条例第11条の規定による決定期間の延長理由を述べている。

①ないし③から、本件市が本件企業に対し誘致活動を行っていたことが非公開の事実であるとは言い難く、また、県と本件企業が接触していたことも容易に想定できるものである。さらに、④及び⑤では、実施機関自ら本件対象文書の存在を明らかにしていることが認められる。

これらのことから、もはや本件対象文書の存否、すなわち実施機関が本件企業と接触していたという事実の有無を明らかにしないことの意味は実質的になくなっていると考えられ、本件対象文書の存否を答えることで実施機関が本件企業と接触していたという事実の有無が明らかになったとしても、そのことにより本件企業の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれ及び実施機関の今後の企業誘致活動に重大な支障を及ぼすおそれはほとんどないと言わざるを得ない。審査会としては、このような本件の事情の下で存否応答拒否を認めることは、本条を不当に拡大して適用することを容認することとなるを考える。

4 結論

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を明らかにしないで公開請求を拒否した非公開決定は妥当ではないから、これを取り消し、本件対象文書の存否を明らかにして改めて公開、非公開等の決定をすべきであると判断した。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成24年 4月11日	諮 問
平成24年 4月25日	事案審議（平成24年度第1回審査会）
平成24年 7月25日	事案審議（平成24年度第4回審査会）
平成24年 8月29日	事案審議（平成24年度第5回審査会）
平成24年 9月26日	事案審議（平成24年度第6回審査会）
平成24年11月28日	事案審議（平成24年度第7回審査会）
平成24年12月19日	事案審議（平成24年度第8回審査会）
平成25年 1月30日	事案審議（平成24年度第9回審査会）
平成25年 2月27日	事案審議（平成24年度第10回審査会）
平成25年 3月21日	答申決定（平成24年度第11回審査会）

大分県情報公開・個人情報保護審査会会長及び指定委員

氏 名	職 業	備 考
吉 田 祐 治	弁護士	会長
城 戸 照 子	大分大学経済学部教授	指定委員
武 田 寛	大分県信用保証協会会長	指定委員
森 哲 也	元大分合同新聞社特別顧問	指定委員
安 部 志津子	大分県地域婦人団体連合会副会長	指定委員

※ 情報公開不服申立事案の審議は、会長及び指定委員4人で行う。